

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

常滑市長

市町村名 (市町村コード)	常滑市 (23216)
地域名 (地域内農業集落名)	小鈴谷地区 (大谷、小鈴谷、広目、坂井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

高齢化により農業者数の減少が進んでいる。  
地域の住環境が整っておらず、新規就農者が入って来ない要因となっている。  
営農集団の機械の更新時期が迫っているが、原資がなく維持できない。  
病害虫の発生予防や労力削減のため、刈草を堂々と燃やせるようにしてほしい。  
畑のほ場が小さく、借りるメリットが少ない農地が多い。  
作物の単価が安くて儲からない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

営農集団の機械更新に際しては補助事業を活用し、地域農地の維持管理をする。  
面積の小さい隣接した農地は集約して、区画の拡大を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	241.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	241.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 中心となる経営体へ集約をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 利用権設定は中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針 畑の区画拡大を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 若手だけでなく、サラリーマンを定年した人など多くの担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--